

【 5 火災災害対策編】

目 次

第1章 総 則	- 1 -
第1節 本市の火災を取り巻く環境	- 1 -
第1 市街地等の状況	- 1 -
第2 野外堆積物の状況	- 1 -
第3 林野の状況	- 1 -
第2節 本市に被害を及ぼした主な火災	- 1 -
第1 主な火災の概要	- 1 -
第2章 災害予防	- 1 -
第1節 市民等の防災活動の促進	- 1 -
第1 火災予防対策の推進	- 2 -
第2 地域防災力の強化	- 2 -
第2節 火災に強いまちづくり	- 3 -
第1 火災に強いまちづくり	- 3 -
第2 火災に強い都市の形成	- 4 -
第3 野外堆積物対策	- 4 -
第4 火災に強い森林づくりと管理活動の推進	- 4 -
第5 火災に対する建築物等の安全化	- 4 -
第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え	- 5 -
第1 情報収集・伝達体制の整備	- 5 -
第2 災害応急体制の整備	- 6 -
第3 消火活動への備え	- 6 -
第4 救助・救急、医療活動への備え	- 7 -
第5 避難収容活動への備え	- 7 -
第6 関係機関の防災訓練の実施	- 7 -
第3章 災害応急対策	- 8 -
第1節 活動体制の確立	- 8 -
第1 初動体制の整備	- 8 -
第2 大規模な火災発生時の措置	- 8 -
第3 市町村及び防災関係機関の活動体制	- 9 -
第4 県からの支援	- 9 -
第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策	- 9 -
第1 大規模火災	- 9 -
第2 林野火災	- 10 -
第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策	- 11 -
第3節 災害救助法の適用	- 11 -

第4節	消火活動及び救助・救急活動	- 11 -
第1	消防関係機関の活動	- 11 -
第2	消防相互応援・広域応援等の要請	- 11 -
第3	大規模火災対策	- 12 -
第4	林野火災対策	- 12 -
第5節	災害拡大防止対策	- 12 -
第6節	施設、設備の応急対策	- 13 -
第7節	広報活動	- 13 -
第1	情報発信	- 13 -
第2	関係者等からの問い合わせに対する対応	- 13 -
第4章	災害復旧・復興	- 13 -
第1	施設の復旧	- 13 -
第2	林野の荒廃の復旧	- 13 -

第1章 総 則

第1節 本市の火災を取り巻く環境

市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

本市において住宅密集地は、矢板地区、泉地区、片岡地区において、駅や学校を中心に存在する。

市の準防火地域は、56.5ha（平成26年12月25日指定）である。

第2 野外堆積物の状況

野外堆積物での火災の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本市は、高原山麓に広がる林野地域となっている。また、冬季には、空気が乾燥し、「高原おろし」と呼ばれる強い北西の風も吹くため、いったん林野で火災が発生すると大火災となる危険性がある。

第2節 本市に被害を及ぼした主な火災

第1 主な火災の概要

年 月 日	原因（地域）	被害の概要	その他
昭和44年6月21日	火災 （鹿島町）	病棟本館1棟 焼失面積39,300㎡ 損害額19,202千円	
昭和46年1月18日	火災 （下伊佐野）	住宅2棟 焼失面積39,500㎡ 負傷者1名 損害額8,916千円	

第2章 災害予防

第1節 市民等の防災活動の促進

市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資する。

第1 火災予防対策の推進

1 防火管理者等の育成・指導

消防本部は、学校、病院、工場等の防火対象物の所有者等に対し、防火管理者を適正に選任するよう指導するとともに、防火管理者に消防計画の策定、消防訓練の実施、消防用設備等の整備、点検、火気の使用等について指導する。

市及び県は、防火管理者、消防設備士、消防用設備等点検資格者、防火対象物点検資格者を養成・指導し、総合的な防火管理体制の整備を図る。

2 建築物設置者・管理者に対する指導

消防本部は、消防同意制度を通じ、「消防法(昭和23年法律第186号)」等防火に関する規定について建築物を審査し、設置者・管理者に対する具体的な指導を行うことで、建築物の防火安全性の確保を図る。

また、消火設備、警報設備、避難設備等の消防用設備等について、建築物の用途、規模、構造及び収容人員に応じて設置するよう指導を行う。

3 予防査察の強化・指導

消防本部は、消防法に規定する山林、建築物その他の工作物、物件等の消防対象物の用途、地域等に応じて計画的に立入検査を実施し、常に区域内の消防対象物の状況を把握するとともに、火災発生の危険がある箇所の発見に努め、関係者に対し予防対策に万全を期すよう指導する。

4 入山者等への防火意識の啓発

市及び県は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、林業関係者、林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

5 森林保全巡視活動

市は、県や林業関係者と連携し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導等を行い、火災の発生予防と森林火災予防の普及啓発を図る。

6 防火知識の普及啓発

消防本部は、春季(3月1日～7日)・秋季(11月9日～15日)の全国火災予防運動期間中のポスターの掲示、防火ちらしの配布、テレビ、ラジオ、新聞、広報紙等による広報活動の実施や住民が防火について正しい知識と技術を身につけられるための講習会の開催などにより、防火知識の普及啓発を図る。また、林野火災防止の普及啓発を図るため、全国山火事予防運動(3月1日～7日)、栃木県春の山火事防止強調運動(3月1日～5月31日)を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災意識の普及・徹底

市及び県は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

2 自主防災活動の推進

(1) 自主防災組織の結成促進

災害発生時の被害の拡大を最小限に食い止めるためには、行政や防災関係機関の

みならず、地域及び住民の自主的な初期消火や救助などの防災活動が重要なことから、市及び県は、自主防災組織の結成の促進や防災資機材の整備を進める。

(2) 女性防火クラブ等の育成強化

市及び消防本部は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。

3 消防団活性化

市及び消防本部は、災害時においては消火、救出救助、避難誘導等を、平常時においては地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動を実施するなど地域防災の中核として大きな役割を担う消防団の育成強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進を行い、地域防災力の向上と地域住民の安全確保を図る。

4 人的ネットワークの形成

災害発生時における被害を最小限に防ぐため、市は、県の協力を得て、消防、警察等の防災関係機関、自主防災組織、女性防火クラブ等の地域組織、民生・児童委員等福祉関係者及びボランティア等の連携を促進することにより、人的ネットワークを形成し、災害情報の地域住民への伝達や避難誘導、救出救助といった応急活動が、相互扶助により効果的に実施される体制づくりに努める。

5 事業者防災体制の強化

企業、事業所等は、災害時に果たす役割(従業員、顧客・利用者の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献)を十分に認識し、災害発生時において被害を最小限に食い止めることができるよう、平常時から、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動の推進に努める。

また、地域社会の一員として、防災活動に協力できる体制を整える。

市及び県は、企業、事業所等の職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災マニュアルの作成等の促進策の検討、実施を図る。また、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけを行う。

第2節 火災に強いまちづくり

火災に強いまちづくりを進めるため、都市基盤施設の整備、緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、古タイヤ、使用済自動車等野外堆積物に対して、平常時から適切な管理指導による火災発生原因の除去、建築物の不燃化・堅牢化の促進等の施策を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

災害に強い都市整備を進めるため、防災安全空間づくりのための総合的な計画策定を推進する。

防災の観点を踏まえた都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、土地利用に関する計画、都市施設に関する計画などを含む将来の望ましい都市像を住民の意見を反映した形で明確にするものであり、都市計画策定上の指針となるべきものである。そこで、防災上の観点を踏まえながら、市の都市計画マスタープランに基づき、市民の協力を得て、災害に強い、安全性の高いまちづくりに努める。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

市及び県は、避難場所として利用される公共施設・学校等の緑化に際しては、樹木の延焼阻止機能等を活かし、常緑広葉樹を主体に植栽するなど災害に強い緑地の整備に努めるとともに、樹木の延焼阻止機能等についての普及啓発を図り、家庭、事業所その他の施設に至るまで、災害に強い緑づくりを推進する。

第3 野外堆積物対策

消防本部は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市及び県等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 消防用設備等の設置と適正な維持管理

消防本部、県及び事業者は多数の人が出入りする事業所等について、消防法に適合する消防用設備等の設置を促進するとともに、設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

2 建物火災安全対策の充実

消防本部、県及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い建物構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

3 一般住宅の火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され(平成18年6月1日施行)、すべての住宅に住宅用火災警報器等を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防本部は設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災報知機設置の推進を図る。

4 文化財等の安全対策の促進

市及び県は、市民の貴重な財産である文化財等を災害から守り、将来に引き継いで

いくため、次の安全対策の促進を図る。

- (1) 文化財等の所有者又は管理者又は管理団体若しくは文化財施設の所有者に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- (2) 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在は所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識の高揚を図る。
- (3) 「文化財防火デー」（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリコプターと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

市及び消防本部は、宇都宮地方気象台が発表する火災気象通報等の情報を適時・的確に把握し、火災警報を発令するなど大規模な火事災害防止に努める。

2 情報の収集・伝達

- (1) 市、消防本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。
- (2) 市、消防本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。
- (3) 市、消防本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

市、消防本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

市は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。

また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市の職員の非常参集体制については、本編第3章第1節のとおりとする。

また、市は必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

- (1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、県、消防本部及びその他の防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。
- (2) 市及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (3) 市は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

第3 消火活動への備え

1 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。また、市及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

〈資料編 P 39 消防組織・設備の状況〉

2 消防施設等の整備・強化

- (1) 消防施設・設備の整備
市は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。
- (2) 消防水利の整備
ア 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

〈資料編 P 137 市内プール設置状況一覧〉

〈資料編 P 141 学校等一覧〉

- イ 市及び消防本部は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。
- (3) 消防用資機材等の整備
ア 市及び消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。
イ 市及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。
- (4) 空中消火活動拠点の確保

市及び消防本部は、災害発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離着陸場の確保に努める。

<資料編 P 6 5 飛行場外・緊急離着陸場一覧>

<資料編 P 6 6 防災ヘリ・ドクターヘリランデブーポイント>

第4 救助・救急、医療活動への備え

市は、災害時における職員の迅速な動員を図るため、大規模災害を想定した非常招集訓練を実施する。

1 救助・救急活動への備え

市及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資材の整備に努める。また、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努める。

2 医療活動への備え

(1) 関係機関相互の連絡・連携体制の整備

市、県及び事業者は、あらかじめ、医療機関、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

(2) 医薬品、医療資機材の整備

市、県、日本赤十字社栃木県支部及び医療機関は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

第5 避難収容活動への備え

1 避難場所及び避難所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校公共的施設等を対象に、避難場所及び避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

また、避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

2 避難誘導への備え

市は、避難場所及び避難所や避難経路について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。

また、高齢者、障がい者その他のいわゆる避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。

<資料編 P 5 0 避難場所一覧>

第6 関係機関の防災訓練の実施

市及び消防機関は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制の確立

火災(大規模火災・林野火災)の発生時、市は応急対策活動を迅速・的確に実施するため、応急活動体制を確立する。

第1 初動体制の整備

1 職員の配備体制

職員の配備区分、配備基準は原則として次のとおりとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

〈資料編 P 7 本市の活動体制〉

第2 大規模な火災発生時の措置

1 災害警戒本部の設置

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、副市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、災害対策業務を実施する。

(1) 設置基準

- ア 市内に大規模火災が発生した場合
- イ その他本部長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害警戒本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。

(3) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節に準じる。

(4) 災害警戒本部の解散

- 次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。
- ア 大規模な火災発生のおそれなくなったと本部長が認めたとき
 - イ 大規模な火災応急対策を概ね終了したと本部長が認めたとき
 - ウ 災害対策本部が設置されたとき

2 災害対策本部の設置

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第1項の規定により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する

(1) 設置基準

- ア 大規模な火災により多数の死傷者等が発生した場合
- イ その他本部長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、矢板市本庁舎内に設置する。本庁舎内に災害対策本部を設置することができない場合には、矢板市子ども未来館内に設置する。

(3) 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第1節に準じる。

(4) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したとき解散する。

第3 市町村及び防災関係機関の活動体制

市及び防災関係機関は、大規模な火災が発生した場合の活動体制について、県に準じ、あらかじめ定めておくものとする。

第4 県からの支援

市は、県からの緊急な支援が必要と判断した場合、県職員の派遣を要請し、市内の被害情報の収集を依頼するとともに、避難指示、応急救助、その他市が行う各種対策の意思決定に資する情報の提供や助言を受ける等の支援を受ける。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 大規模火災

1 市及び消防本部の情報収集・伝達

(1) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、大規模火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

〈資料編 P 97 栃木県火災・災害等即報要領〉

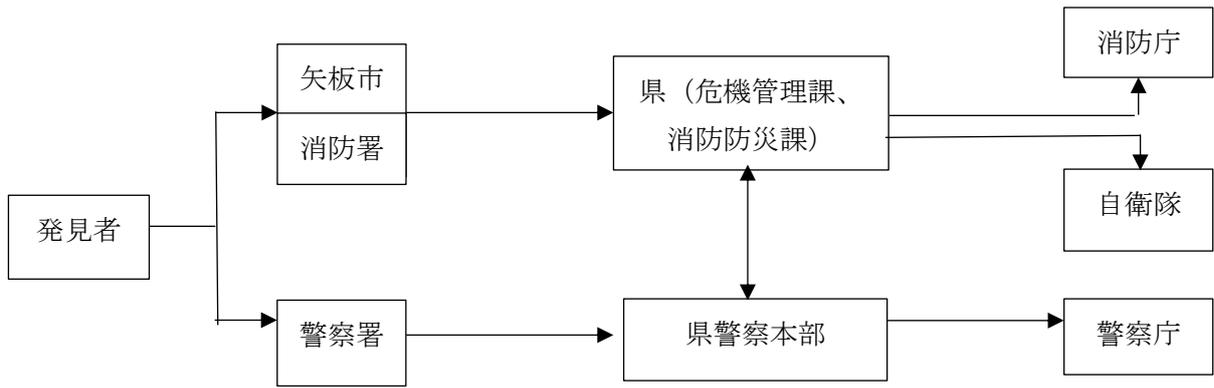
〈資料編 P 114 即報基準一覧〉

(2) 県への情報収集・伝達系統

市及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時応援協定に基づく無人航空機派遣要請等により県職員等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

○情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 林野火災

1 市及び消防本部の情報収集・伝達

(1) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、林野火災発生により、市内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）に報告する。

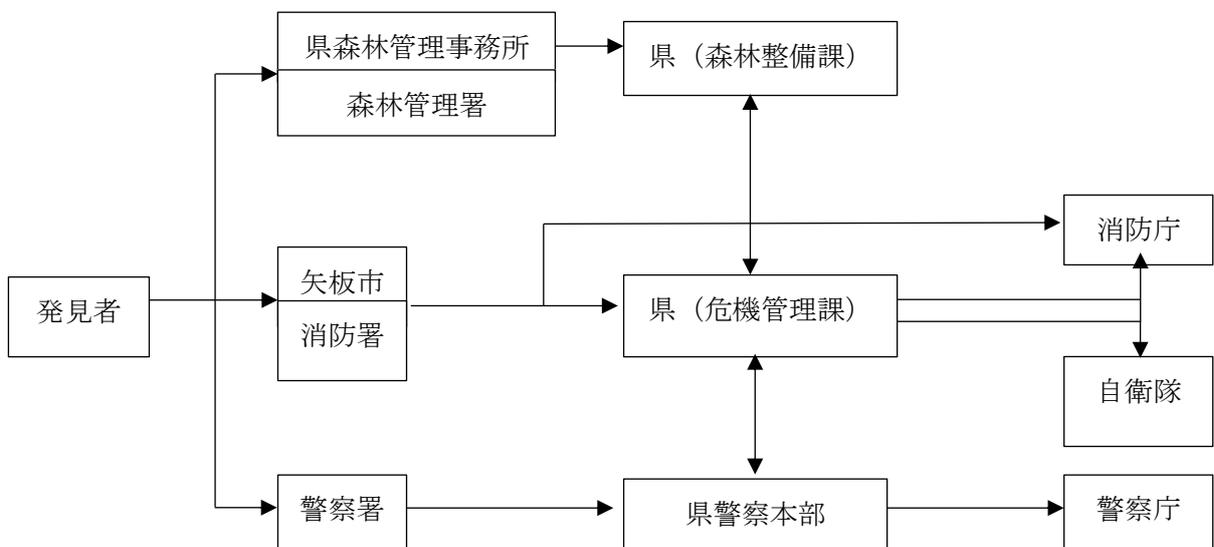
また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行く。

(2) 県への情報収集・伝達系統

市及び消防本部、警察、防災関係機関は県及び県警察本部と相互に連携して情報を収集するとともに、県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時応援協定に基づく無人航空機派遣要請等により県職員等によってもたらされた被害状況等の収集に努める。

○情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 大規模火災・林野火災に関する通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合等の通信確保対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第2節に準じる。

第3節 災害救助法の適用

市は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、県が災害救助法を適用し、法に基づく応急的な救助を実施する場合、県の補助機関として救助を実施する。

災害救助法の適用については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第5節に準じる。

大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

火災が発生した場合にできるだけ被害を軽減するため、消防機関は住民等の協力の下、迅速・的確な消火、救助・救急活動を行う。

ただし、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリコプター、緊急消防援助隊、自衛隊等の派遣要請を県へ行い、応援機関と連携してよりの確で効果的な対策を実施する。

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

第2 消防相互応援・広域応援等の要請

消防相互応援等の要請については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第8

節第4に準じる。

自衛隊の災害派遣要請については、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第4節第4に準じる。

第3 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡視、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第4 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

市及び消防本部は、県と十分協議の上、ヘリコプター離着陸場の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第5節 災害拡大防止対策

火災が発生した場合、被害の拡大を防ぐため、市及び消防機関等関係機関は、住民への

適切な避難対策や警戒区域の設定を行う。

大規模な火災による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、水害・台風、竜巻等風害・雪害対策編第3章第6節に準じる。

第6節 施設、設備の応急対策

火災が発生した場合、市民に多大な影響を与える公共施設や設備について、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

市及び公共機関等は、災害発生後速やかに、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。

第7節 広報活動

第1 情報発信

市は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、被災者の危険回避のための情報、災害の状況、安否情報、医療機関などの状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を報道機関の協力を得て適切に提供する。

なお、安否情報の公表にあたっては、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。また情報の公表、広報活動の際には、その内容について、相互に連絡し、連携を図る。

第2 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応できるよう、人員の配置等に努める。

第4章 災害復旧・復興

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、市や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

市、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

市は、県及び関係機関と連携して林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。